

福岡県公報

令和五年六月十六日
第四百六号
増刊 ①

目次

規則(第三十号)

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年六月十六日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第三十号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(昭和三十三年福岡県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「給料表」を「給料表等」に改め、同条第三項中「級別標準職務表」の下に「及び級別資格基準表(別表第三)」を加え、「格付し」を「決定し」に改める。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める基準に従い決定するものとする。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者(給与条例第三条の二第一項に規定する職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の号給は、前項

の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表第四)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときはその者の属する職務の級の最低の号給とする。ただし、会計年度任用職員の号給にあつては、職務内容、免許資格、経験年数等を考慮し、別に定める。

第三条第五項中「前二項」を「第三項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつた次の各号に掲げる者(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、任用の事情等を考慮して知事が別に定める場合を除き、前項の規定による号給(この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち十年を超え二十年以内の経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の年数を除く。))の月数にあつては十五年、その者の経験年数のうち二十年を超える経験年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の年数を除く。))の月数にあつては十八月)で除した数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、知事が別に定めるところにより、当該号給を調整することができる。

一 次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

二 基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている最低の号給を除く。)である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

4 前三項に規定するもののほか、経験年数の換算、修学年数の調整その他初任給の取扱いについては、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号。以下「県職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

第九条第一項中「福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十一号。次項において「県職員給与条例」という。)」を「県職員給与条例」に改める。別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第3 (第2条関係)

級別資格基準表

職務の級 学歴 免許等	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒	0	6	7	7	6
中学校卒	0	9	13	19	別に定める
中	0	9	16	22	別に定める

備考 この表の取扱いについては、県職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

別表第4 (第3条関係)

初任給基準表

職種	学歴 免許等	初任給	職種	学歴 免許等	初任給
自動車運転 転上	中学卒	1級9号 給	動物愛 護管理 技術員	中学卒	1級9号 給
監視	中学卒	1級9号 給	工手	中学卒	1級9号 給
河川監視	中学卒	1級9号 給	農業技 術員	中学卒	1級9号 給
土木工手	中学卒	1級9号 給	林業技 術員	中学卒	1級9号 給
道路技術 員	中学卒	1級9号 給	衛生用 務員	中学卒	1級1号 給

備考 この表は、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二
百六十一号）第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員については、令和六
年四月一日から適用する。